

第6号様式の2（第6条の3関係）

45cm	<p>建築基準法による命令の公示</p> <p>工作物の所在地</p> <p>工作物の名称</p> <p>命令を受けた者の氏名及び住所</p> <p>この工作物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第九条に基づき</p> <p>を命じたものである。</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都板橋区長</p> <p>(注意)</p> <p>一 この標識は、建築基準法第九条第十三項に基づき設置したものである。</p> <p>二 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。</p>
	60cm